

四日市市客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第46号

四日市市客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

四日市市客引き行為等の防止に関する条例（平成27年四日市市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、道路、公園、広場、駅その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)において、市民等に著しく不安を与え、迷惑をかける客引き行為等を防止し、<u>生活の安全と地域の平穏を保持するとともに、市民等が安心して通行し、利用することができる快適な環境を確保するため、客引き行為等の適正化に関し必要な事項を定め、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、道路、公園、広場、駅その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)において、市民等に著しく不安を与え、迷惑をかける客引き行為等を防止し、<u>もって</u>生活の安全と地域の平穏を保持することを目的とする。</p>
<p>(不当な客引きの禁止)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>何人も、安全で快適な環境を確保するために客引き行為等を禁止する必要性を勘案して市長が指定する区域内の公共の場所においては、当該区域の状況を勘案して市長が指定する時間に客引き、誘引及び客待ち(前2項により禁止されている行為及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止</u></p>	<p>(不当な客引きの禁止)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

に関する条例（昭和38年三重県条例第11号）第7条第1項の規定により禁止されている行為を除く。）をしてはならない。

（中止命令）

第5条 市長は、前条第1項第1号、前条第2項及び第3項の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしていると認められる者に対し、違反行為に係る事項について聞き取り、及び指導することができる。

2及び3 （略）

第8条 第4条第3項の規定に違反する行為に対する第5条第3項の規定による市長の命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

（中止命令）

第5条 市長は、前条第1項第1号及び前条第2項の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしていると認められる者に対し、違反行為に係る事項について聞き取り、及び指導することができる。

2及び3 （略）

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（市民文化部市民協働安全課）